

(指摘事項)

物品購入に係る契約書に、本来不要である収入印紙が貼付されているものが散見される。

契約締結に係る収入印紙の要不要について契約統括部局より全庁的に周知されるとともに、再発防止策についての措置を講じられたい。

(措置内容)

交野市随意契約ガイドラインを令和3年3月1日付で改正し、全庁的な周知を行いました。その改正内容の一つとして、契約書の作成手順に関する項目を設け、契約書における収入印紙の取扱い(不要な文書の例など)を記載しました。

交野市随意契約ガイドライン(令和3年3月1日)から抜粋

収入印紙について

契約書のうち、建設工事や業務委託に関する請負契約書、不動産の譲渡契約書等は、印紙税法に基づく課税対象文書となる。

契約書が課税文書であるか、また、その税額については、国税庁のホームページ等から印紙税法別表第1(課税文書となる第1号から第20号文書)を確認し、その判断が難しい場合は、契約相手方や国税局等への確認を行うこと。印紙税法に定める第1号から第20号文書に該当しないものについては非課税文書となるが、課税文書とされる内容が含まれていないか等、特に注意すること。

収入印紙が不要な非課税文書の一例

- －物品購入に関する契約書(製造の請負や、継続的な取引に関するものは課税)
- －建物や物品の賃貸借契約書(土地の賃貸借は課税。物品に関しては、保守業務等請負に関する内容が入っている場合は課税とみなされる可能性有)
- －委任・準委任契約に関するもの(弁護士契約など)